

社会的養育推進計画の策定について（案）

1 策定の趣旨

- 「家庭的養護のための愛知県推進計画（以下「現行計画」という。）」は、国がとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」（平成 23 年 7 月）に基づき、児童養護施設等の小規模化及び地域分散化等を推進するため、平成 27 年 3 月に「あいち はぐみんプラン 2015-2019」の中で策定している。
- 平成 29 年 8 月、平成 28 年改正児童福祉法の理念である「子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則」を具体化するため、国は「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、「新しい社会的養育ビジョン」をとりまとめ、平成 30 年 7 月 6 日付けでビジョンの実現に向けた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（以下「策定要領」という。）を発出した。
※計画スケジュールは、当初「30 年度中」であったが、策定要領において「2019 年度末」と変更された。
- そこで、現行計画を見直し、策定要領に基づき、2020 年度から 2029 年度を計画期間とする「愛知県社会的養育推進計画(仮称)」を新たに策定する。
新しい計画は、現行計画と同様、「あいち はぐみんプラン 2015-2019」の改訂に合わせて 2019 年度中に策定する。
なお、次期あいち はぐみんプランは、これまで同様、新たな社会的養育推進計画の性格を併せもつこととする。

2 計画の記載事項（国の策定要領より抜粋）

- ① 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
 - ・「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現
- ② 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
 - ・当事者である子どもの意見聴取や権利を代弁する方策等
- ③ 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
 - ・市区町村における支援拠点等の普及や在宅支援サービス等の充実等
- ④ 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
 - ・近年の児童虐待件数の増加等を踏まえて現行計画の見込み数を修正
- ⑤ 里親等への委託の推進に向けた取組
 - ・里親のリクルート、研修、マッチング、支援等の一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制の構築
 - ・国の里親委託率数値目標（乳幼児 75%以上、学童期以降 50%以上）を念頭に、数値目標を設定
- ⑥ パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- ⑦ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
 - ・「できる限り良好な家庭的環境」を確保し、質の高い個別的なケアを実現
- ⑧ 一時保護改革に向けた取組
 - ・安全確保やアセスメントを適切に行うことに加え、「できる限り良好な家庭的環境」とする
- ⑨ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ⑩ 児童相談所の強化等に向けた取組
 - ・児童相談所における人材の確保・育成等

3 計画の策定体制

- 計画の策定に当たっては、現行計画と同様、子ども・子育て会議において意見を聴く。
- 有識者による**専門家会議**を設置し、子ども・子育て会議に提出する計画案等の検討作業を行う。実務的な作業・調整等はワーキンググループにおいて行う。

【審議機関】	子ども・子育て会議 会 長:後藤澄江 日本福祉大学教授
【計画案検討】	専門家会議 座 長:築山高彦 岡崎女子短期大学特任教授 構成員:学識経験者2名、児童福祉施設2名 里親会連合会、ファミリーホーム協議会各1名 児童相談センター長2名
【調査・調整】	ワーキンググループ 座 長:古田学 西三河福祉相談センター長 構成員:児童相談センター・児童家庭課職員

4 計画の策定スケジュール

2018 年度	
8 月	子ども・子育て会議 ・策定体制等基本的な考え方について審議
9 月～	児童養護施設や里親等の意向把握や現状等に関する基礎的な調査
3 月	子ども・子育て会議 ・基礎的な調査結果に関する報告 ※専門家会議及びワーキンググループは随時開催
2019 年度	）
3 月	計画の策定